

平成23年度保育所保育料基準額表

入所児童の属する世帯の階層区分				徴収金額(月額・円)			
区分	定 義			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A階層	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯			0	0	0	
B階層	く(右前)Aの年階層区分に及び該市D当階層の額を除く)	1	市民税 非課税世帯	母子家庭等	0	0	
		2		その他世帯	3,500	2,900	2,900
C階層	く(右前)Aの年階層区分に及び該市D当階層の額を除く)	1	均等割のみ課税の世帯		6,300	5,800	5,800
		2	所得割の額が	11,800円未満である世帯	7,600	6,900	6,900
		3		11,800円以上である世帯	9,200	8,500	8,500
D階層	前年分の所得税の額が右の区分に該当する世帯(A階層を除く)	1	3,200円未満		13,400	12,700	12,700
		2	3,200円～6,300円未満		14,700	13,800	13,800
		3	6,300円～12,500円未満		16,300	15,400	15,400
		4	12,500円～25,000円未満		18,000	16,400	16,400
		5	25,000円～31,300円未満		21,300	19,300	19,300
		6	31,300円～40,000円未満		23,600	20,500	20,500
		7	40,000円～50,000円未満		26,500	23,300	23,300
		8	50,000円～62,500円未満		29,100	27,000	27,000
		9	62,500円～75,000円未満		32,000	28,100	28,000
		10	75,000円～87,500円未満		34,900	29,500	28,000
		11	87,500円～102,500円未満		38,000	30,800	28,000
		12	102,500円～152,500円未満		40,100	31,100	28,000
		13	152,500円～215,000円未満		43,600	31,900	28,000
		14	215,000円～277,500円未満		46,200	31,900	28,000
		15	277,500円～340,000円未満		48,800	31,900	28,000
		16	340,000円～412,500円未満		50,500	31,900	28,000
		17	412,500円～540,000円未満		53,200	31,900	28,000
		18	540,000円～652,500円未満		55,100	31,900	28,000
		19	652,500円～777,500円未満		56,400	31,900	28,000
		20	777,500円～		61,700	31,900	28,000

※年度途中に入所した場合は、4月1日の年齢で保育料を算定します。

※B階層の母子家庭等とは、母子(父子世帯)及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者の世帯をいいます。

※里親に委託されている児童の保育料は、0円となります。

※保育料の算出

配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除等の適用はありません。

※多子軽減

同一世帯から2人以上同時に入所している場合、下表のように保育料が減額されます。

2人同時入所の場合

第1子	第2子
減額なし	50%減額

3人同時入所の場合

第1子	第2子	第3子
減額なし	50%減額	100%減額

就学前の兄弟が幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービス、家庭的保育を利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。申出書に幼稚園等から受けた在園証明書等を添え、保育所を管轄する課までご提出ください。申出書は保育所を管轄する課又は保育所にあります。